

第 5 部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 区域施策編（気候変動適応計画含む）

区域施策編（気候変動適応計画含む）の推進にあたっては、行政・市民・事業者がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して環境に配慮した取り組みの推進を図っていくための体制づくりが必要不可欠です。

そのため、本市が中心となって、国・大阪府・近隣自治体と連携・協働しながら地球温暖化対策（緩和策）と適応策を推進するとともに、市民・事業者に対して関連する取り組みの普及啓発を図りながら、計画の推進を図っていきます。

また、関係各課等より、「緩和策」と「適応策」の実施状況を収集・把握し、その結果を取りまとめた環境年次報告書「だいとうの環境」を「大東市環境審議会」に報告することで、計画の進捗状況を毎年度評価します。内部評価については、市の「大東市環境との共生推進本部」において実施します。

区域施策編（気候変動適応計画含む）の推進体制は、以下に示すとおりです。

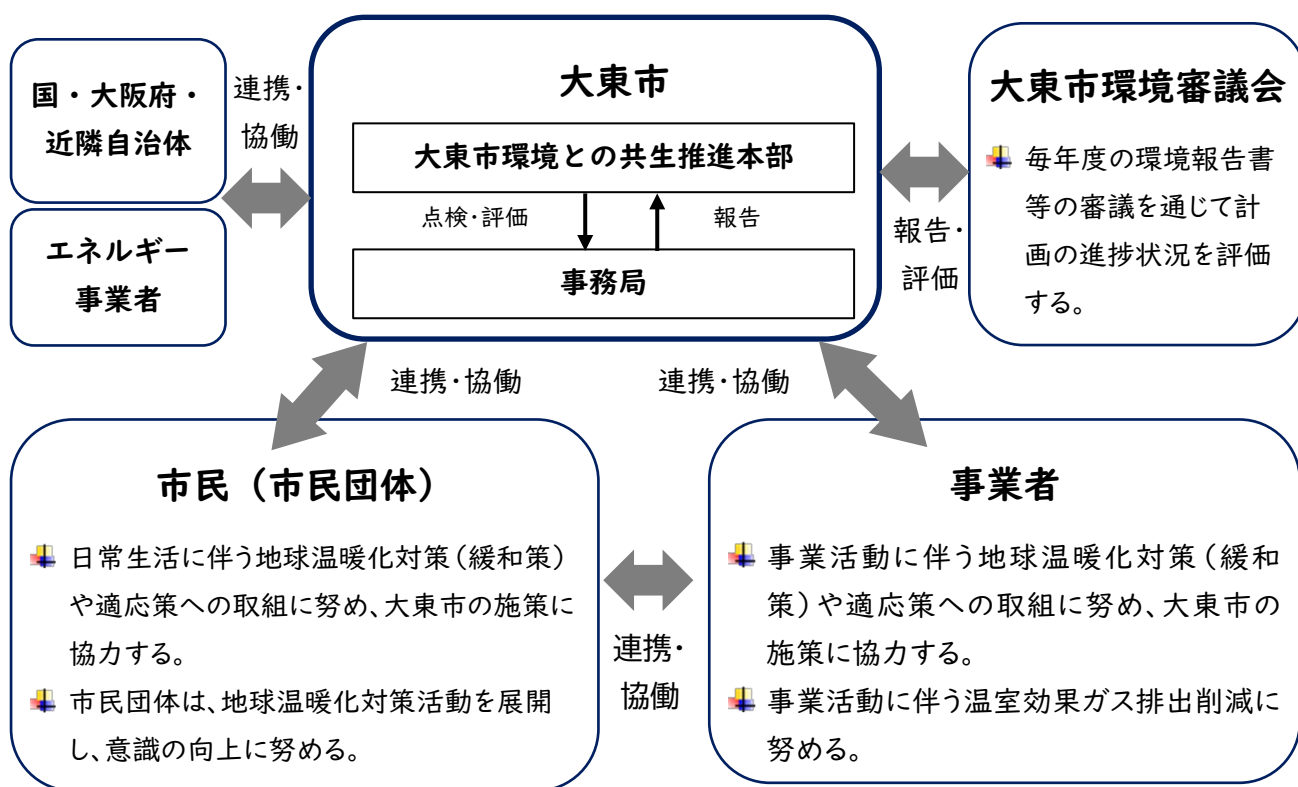


図1 区域施策編（気候変動適応計画含む）の推進体制図

（1）大東市

大東市（環境室）が事務局となり、計画全体の進行管理を行います。

市内の推進体制については、「大東市環境との共生推進本部」が中心となって、計画の点検・評価を実施します。新年度予算編成の時期に合わせ、市内各課の温暖化対策や気候変動に関する事業を共有するとともに国や大阪府等の補助事業等について事務局へ相談し、事務局はその補助事業等の情報を関係各課へ提供します。

また、外部推進体制として、「事業テーマ」に応じて地域の多様な主体が参画する場をセットするとともに、専門家、国や大阪府等の関係行政機関、エネルギー事業者等と連携協力し、地域における脱

炭素の取組の検討および効果的な推進を図ります。

（２）大東市環境審議会

大東市の脱炭素化に向けた取組や適応策について、毎年度の環境年次報告書「だいとうの環境」等の審議を通じて計画の進捗状況进行评估します。

（３）市民（市民団体）・事業者等

地域のあらゆる主体の参画のもと、地域の脱炭素を図るうえで必要な取組について協議し、市と連携協力しながら、具体的な取組を実行します。

（４）エネルギー事業者

施策や取組の検討に際し、専門的な見地から情報提供・助言を行うとともに、取組の実施に際し必要な助言・支援を行います。

（５）国・大阪府・近隣自治体

国や大阪府は、市の施策における連携や必要な資金支援、助言を行います。また、広域的な視点で検討が必要な課題や取組については、近隣自治体と連携します。

2. 事務事業編

事務事業編の推進にあたっては、「大東市環境との共生推進本部設置規則」に基づき、市長をトップとした全庁横断的な計画の推進体制を維持します。

事務事業編の推進体制は、以下に示すとおりです。

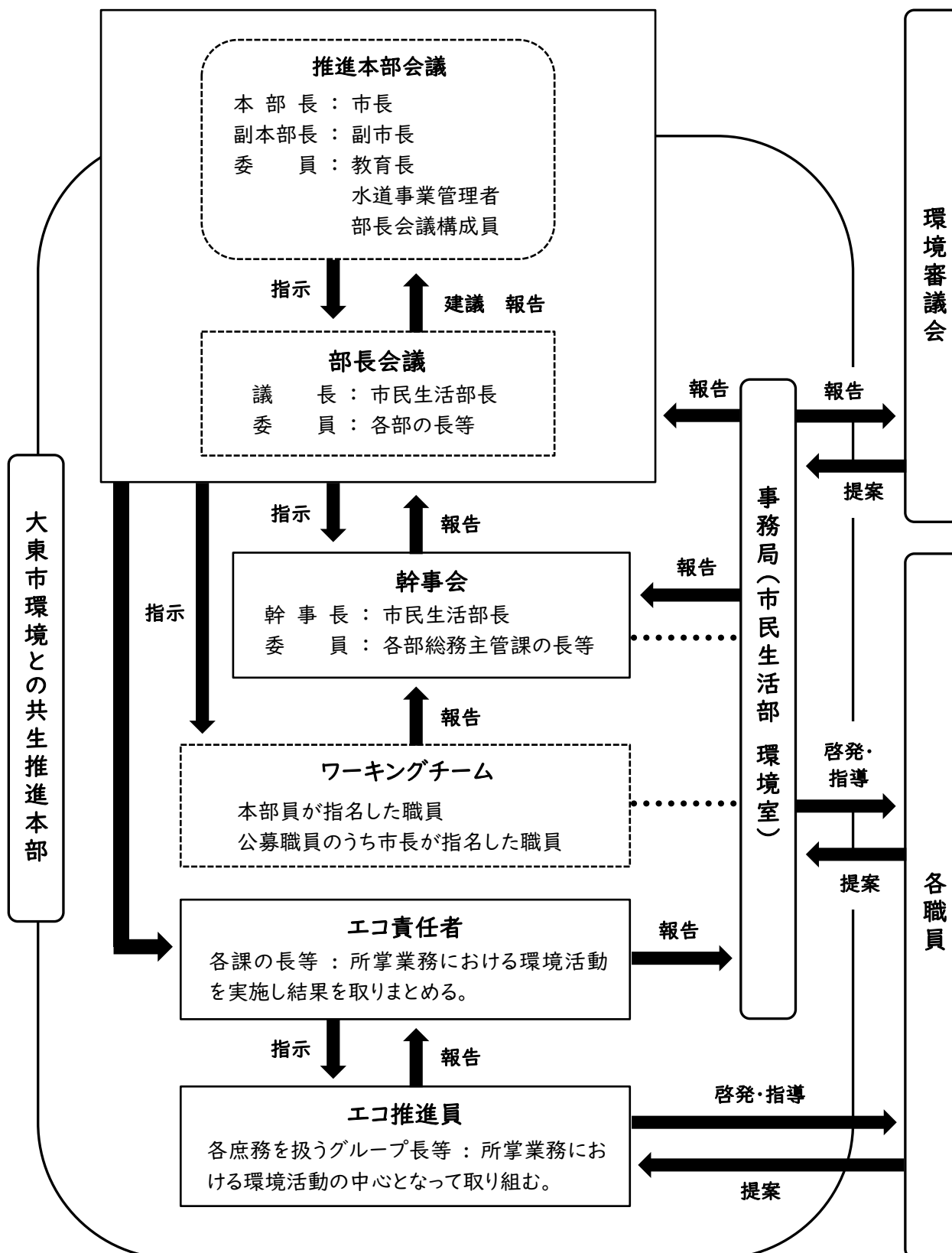


図 2 事務事業編の推進体制図

第2章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要となります。環境マネジメントシステムで採用されている『PDCAサイクル』（Plan→Do→Check→Action）の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、進行管理を推進していきます。

1. 進行管理体制

計画の進行管理は、「事務局」が中心となり進めていきます。

事務局は、庁内関係各部署へ、定量目標を設定した項目に対しての達成状況の確認を行い、また定量目標以外の施策の実施状況や課題の整理及び点検等をまとめ、定量目標に対する評価や施策の実施状況、課題についての検討を行い、必要に応じて「大東市環境との共生推進本部」に報告します。

「大東市環境との共生推進本部」は、報告があった場合、各種施策ならびに環境にかかわる事業の専門的事項の検討、総合的な調整を行ったうえで、「大東市環境審議会」等へ報告します。

2. 点検・評価の方法

事務局は、温室効果ガス排出量や各種施策の進捗状況等の結果について、市のホームページや広報紙を通じて市民や事業者に対して広く公表を行っていきます。

3. 計画の見直し

本計画は2030（令和12）年度を目標とした計画ですが、進行管理や見直し等を進めていきます。